

# 桑名市中小企業競争力強化補助金 Q & A

20240221

## 【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q 1 この補助金は、どのような制度ですか？

A 1 原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、急速に進むデジタル化やグリーン化への対応など、企業活動に様々な影響を及ぼしています。このため、桑名市内の中小企業の競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営を支援することを目的とします。

Q 2 この補助金の対象となる 桑名市内に主たる事務所又は事業所を有する「中小企業等」とは、何を指していますか？

A 2 以下のいずれかに該当する者を指します。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 次のいずれかに該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人※	①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定する34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと ③常時使用する従業員が300人以下であること

※申請に当たっては市税を滞納していないことも条件ですのでご注意ください。申請の際には市税完納証明書の写しが必要です。

※主たる事務所又は事業所とは商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいいます。

※大企業の子会社は、資本金または出資金が5億円以上の法人に、直接または間接に100%の株式を保有されていない（法人のみ）場合は、補助対象となります。

※法人税法施行令第5条第2項第2号に基づき収益事業から除外されているため確定申告書を作成してない事業所は、申告書の（写）の添付は不要です。

Q 3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 3 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小

企業等協同組合法に基づく組合等)、有限責任事業組合(LLP)は、この補助金の対象となりません。(農業法人は対象となります。)

**Q 4 桑名市に事業所(店舗・事務所店舗・事務所)はありますが、法人の本社所在地(個人事業代表者の住所)が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？**

A 4 申請は可能です。  
ただし、補助対象事業を実施する桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のものでも可能です。  
※例えば法人、個人でも登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が桑名市内であれば申請可能です。

**Q 5 桑名市内に事業所がなくても申請できますか？**

A 5 桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。  
※法人本社所在地(社長住所兼ねる)や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

**Q 6 士業法人は対象となりますか？**

A 6 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

**Q 7 補助金を利用できる業種に制限はありますか？**

A 7 業種による制限はありません。

**Q 8 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？**

A 8 申請はできます。ただし、当補助金はエネルギー価格や原材料費の高騰の影響を軽減するために実施する取組や省力化、作業効率化、生産能力増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組等を要件としているため、経営向上計画書に省エネルギーへの取組や作業効率化、生産性向上の取組や目標数値等をしっかりと記載していただく必要があります。  
なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届(法人は不要)及び、②事業実態が分かる書類(合計残高試算表や直近の売上台帳など)を提出してください。  
また、許認可が必要な事業で創業を予定されている方で、営業許可証の取得が申請期日までに間に合わず、直近の売上台帳の提出ができない場合は、事務局もしくは相談員までご相談ください。

**Q 9 フリーランスの者ですが申請可能ですか？**

A 9 税務申告上の事業所所在地が桑名市内の方は申請できます。

**Q 10 申請すれば必ず補助金が交付されますか？**

A 10 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

**Q 11 一度不採択となった場合、再度応募できますか？**

A 11 同一事業所からの応募は1回のみとなります。

Q 1 2 以前、採択を受けましたが今回の申請はできますか？

A 1 2 申請はできますが、補助事業内容は変更してください。同一内容での申請は対象外となります。申請に必要な添付書類は再度取得し直してください。  
また、令和5年度第1回に採択されていない申請者には加点を行います。

### 【他の制度との併用に関すること】

Q 1 3 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 1 3 補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。  
同一事業者が同一内容で、本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

### 【対象となる取組に関すること】

Q 1 4 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A 1 4 原油・ガス・電気等のエネルギー価格や原材料費の高騰、急速に進むデジタル化やグリーン化への対応など、桑名市内の中小企業の競争力を維持・強化することで持続的な事業所経営に資する取組が対象となります。  
(不明な場合は補助金事務局にお問い合わせください。)

Q 1 5 「エネルギー価格や原材料等費の高騰の影響」の計画内容への盛り込みはどのように考えると良いですか？

A 1 5 申請に際して、経営向上計画書には、「実施する取組がエネルギー価格や原材料等費の高騰の負担軽減が図られるなど、どのように経営向上につながることを想定しているか」、「課題の解決後は何をめざして事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでください。

Q 1 6 エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する経営向上の取組は、具体的にどのような取組ですか？

A 1 6 以下のような取組が該当します。〈例〉

- ① 販売促進や新商品のPRのためのパンフレットやチラシの作成並びに配布等
- ② 既存のホームページ等の機能向上や新たなホームページやECサイトの構築等を目的に更新、改修等
- ③ 省エネ効果の低い空調機の更新や省エネルギー効果が期待できる機器の導入等
- ④ 販路拡大のため展示会へ参加する等
- ⑤ 新たな商品開発のために試作品を外部業者へ委託する等、新商品の販促のためパッケージデザインを外部業者へ委託する等
- ⑥ 省力化・作業効率化を目的としたインボイス制度等への対応など、デジタル化を見据えた会計・受発注・決裁・ECソフトやそれらが組み込まれたPCやタブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入等
- ⑦ 新商品販売のための店舗改装費等

## 【補助対象経費に関すること】

Q17 この補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

A17 補助対象経費補助対象経費の区分

経費区分	内容
広報費	<p>・パンフレット、ポスター、チラシ、フライヤー等のデザイン費や印刷費及びこれら制作物の配布に係る費用</p> <p>※配布物については、補助対象期間に配布、発信されたものに係る費用のみ補助対象</p> <p>※チラシに使う写真撮影費用は補助対象となりますが、WEB・SNS等でも使用する場合はウェブサイト関連費で申請してください。</p> <p>※動画撮影費用は広報費の補助対象外です。ウェブサイト関連費で申請してください。</p>
ウェブサイト関連費	<p>・ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修をするために要する費用等。</p> <p>・ただし、更新、改修については既存物と明瞭に異なる成果が得られることを要するため、実績報告時において更新、改修後の成果物とともに、更新、改修前の既存物の資料の提出を求め、その成果を審査します。</p> <p>○ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。</p> <p>○ウェブサイト関連費部分の補助金交付申請額の上限は20万円です。</p> <p>※情報発信については、補助対象期間に発信されたものに係る費用のみ補助対象</p>
展示会等出展費	<p>・出展ブース代、展示会参加費、運搬費用等（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く）</p>
開発費	<p>※補助対象期間内に、支払い、事業実施が行われる経費のみ補助対象</p> <p>・試作品開発費用、パッケージデザイン費用で、開発を委託する場合やパッケージデザインを委託する場合等の費用が補助対象</p> <p>※ただし、作成したデザイン等をWEB・SNS等でも使用する場合はウェブサイト関連費で申請してください。</p>
機械装置等費	<p>・事業の遂行に必要な機械、設備、備品、通信機器等の購入に要する経費</p> <p>※自動車等車両は対象外。ただし、調理、または冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両は対象</p> <p>※名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品費（名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、CD・DVD、USBメモリ、SDカード、電池、段ボール、梱包材など）は対象外です。</p> <p>※ただし、消耗品であっても通常他の機械装置等と「一式」で扱うのであれば対象となる場合もあるため、事務局もしくは相談員までご相談ください。</p> <p>※中古品の取得については、以下の①、②の要件を全て満たす必要があります。なお、修繕費等は購入費に含めることはできません。</p> <p>①購入単価が50万円未満（税抜）であること</p>

- ②2者以上から見積書を徴取すること
- 外注費 ・ 店舗改装費、委託費、教育訓練費等  
 ※DX 促進のためのコンサルティング費用は委託費として対象とします。
- 借料 ・ 事業遂行に直接必要な機器・設備等を借りるための費用（ソフトウェア等のサブスクリプション費用は補助対象期間のみ対象）  
 ・ 商品・サービス PR イベントの会場を借りるための費用  
 ※既存のイベントの会場費等は対象外です。ただし、既存のイベントに新たに取組む事業等が組み込まれている場合は対象とします。
- その他 ・ 賃貸借等契約期間のうち補助対象期間に支払われた費用のみ対象  
 ・ 上記のほか、事業所の経営向上に資する内容で、桑名商工会議所が特に必要と認めた費用
- ※募集要領のP5～P6表もご覧ください。

**Q 1 8 エネルギー価格や原材料費の高騰の影響とは、具体的にどのようなことをいうのですか？**

A 1 8 エネルギー価格等高騰の影響を受け、製造にかかる原価（光熱水費・原材料費）が上昇しているケース、光熱費や燃料費の高騰で店舗維持費、輸送費が上昇しているケース等となります。申請に際して、事業計画にはエネルギー価格等高騰の影響に対応して、どのように経営向上につなげることを想定しているかなどの視点を盛り込んでいただけますようお願いいたします。

**Q 1 9 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？**

A 1 9 原則として、交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になります。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。ただし、特例として令和6年2月1日（木）以降に事前相談を実施後に発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。

**Q 2 0 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？**

A 2 0 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を取る必要があります。なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書を提出してください。

**Q 2 1 自社工場の電気代の一部をまかなう発電設備を導入する場合でも補助対象とならないのですか？**

A 2 1 売電ができない再生可能エネルギー装置を導入する場合は、補助対象となります。

**Q 2 2 自宅兼店舗において自家用発電設備（蓄電池を含む）を導入し、使用電力量を削減しようとする場合は補助対象となりますか？**

A 2 2 自宅と店舗の電力量が明確に分かれており、かつ発電した電力が事業用のみに充てられている場合は補助対象となりますが、発電した電力が自宅と店舗の両方に充てられている場合や、自宅と店舗のどちらかに充てられているか不明確な場合は補助対象となりません。

**Q 2 3 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？**

A 2 3 補助事業経営向上計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となります。ただし、消耗品に該当するものは対象外となります。加えて、補助金交付後に目的外使用が判

明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

**Q 2 4 電気自動車や電動バイクの購入費は補助対象となりますか？**

A 2 4 車両購入費は補助対象経費となりません。  
電動アシスト自転車も対象外です。

**Q 2 5 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？ また、費目は何費ですか？**

A 2 5 生産性向上や業務の転換、省力化・作業効率化、デジタル化を見据えた会計・受発注等のための特定業務用ソフトウェアは対象となります。  
但し、ライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。  
ライセンス期間に定めのないソフトウェアは、購入価格全体が補助対象となり、費目は機械装置等費となります。  
ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプション）は、借料となり、本事業の補助対象期間中に支払われる経費は対象となります。

**Q 2 6 電力会社に電気を販売するための太陽光発電装置は対象となりますか？**

A 2 6 売電を目的とした発電装置は本事業の補助対象とはなりません。本補助事業の対象となる発電装置は自己消費用発電を目的としたもののみとなります。

**Q 2 7 中古品の購入は対象となりますか？**

A 2 7 中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

①購入単価が50万円（税抜き）未満のものであること

\*単価が50万円（税抜き）以上の中古品を単価50万円（税抜き）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。

②中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）を取得すること。

\*1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず補助対象外。

\*中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、複数見積りが必要です。

\*実績報告書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。（理由書の提出による随意契約での購入は、中古品の場合は、補助対象経費として認められません）

③購入した中古品の修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

**Q 2 8 製造業を営んでいます。本社機能は桑名市にあり、納税も桑名市で行っていますが、工場は桑名市外にあります。**

**この場合、本補助金を活用して省力化・作業効率化のための設備を工場に設置することはできますか？**

A 2 8 本補助金は桑名市内の事業所で実施する事業であることが前提です。

このため、桑名市外に店舗や工場等を設けるための費用や市外の店舗や工場等に機械を設置することについては対象外となります。

例：○…法人（桑名市外に本社機能）、桑名市の工場（主たる事業所）への設備設置  
個人事業主（桑名市外在住）、桑名市の店舗（主たる事業所）への設備設置

×…法人（桑名市内に本社機能）、桑名市外の工場（主たる事業所）への設備設置  
個人事業主（桑名市内在住）、桑名市外の店舗（主たる事業所）への設備設置



## 【事前相談に関すること】

### Q 2 9 事前相談をしないで、申請は出来ますか？

A 2 9 補助金の申請には、必ず事前に桑名商工会議所または、桑名三川商工会への相談が必要になります。社外代理人が相談することはできません。  
事前予約が必要です。各相談窓口へ予約をしてください。  
予約がない場合はお待ちいただいたり、日を改めさせていただくことがあります。

## 【補助対象経費の支払いに関すること】

### Q 3 0 補助対象経費の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？

A 3 0 クレジットカードによる支払は、当該法人又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。）。  
なお、決済は法定通貨でお願いします。  
仮想通貨・クーポン・クレジットカード会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

### Q 3 1 補助金の概算払いはありますか？

A 3 1 ありません。

## 【事業の運用に関すること】

### Q 3 2 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A 3 2 交付決定には審査があります。  
採択・不採択を決定し、提出書類締切日から、概ね1か月で結果を通知します。  
採択者には交付決定通知書を送ります。  
なお、予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。  
補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

### Q 3 3 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A 3 3 補助事業に着手していただけるのは原則として交付決定後です。  
交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。  
ただし、特例として令和6年2月1日（木）以降に事前相談を実施後に発注・支払した経費を補助対象経費として認めます。

### Q 3 4 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A 3 4 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。なお、交付決定額の増額については認められません。

### Q 3 5 予算の総額を教えてくださいませんか？

A 3 5 予算額 60,000 千円 です。